

県庁職域支部だより

<http://www.kanagawa-kentikusikai.com/sibu/kenchou/>

Vol.10 2004.10

報告事項

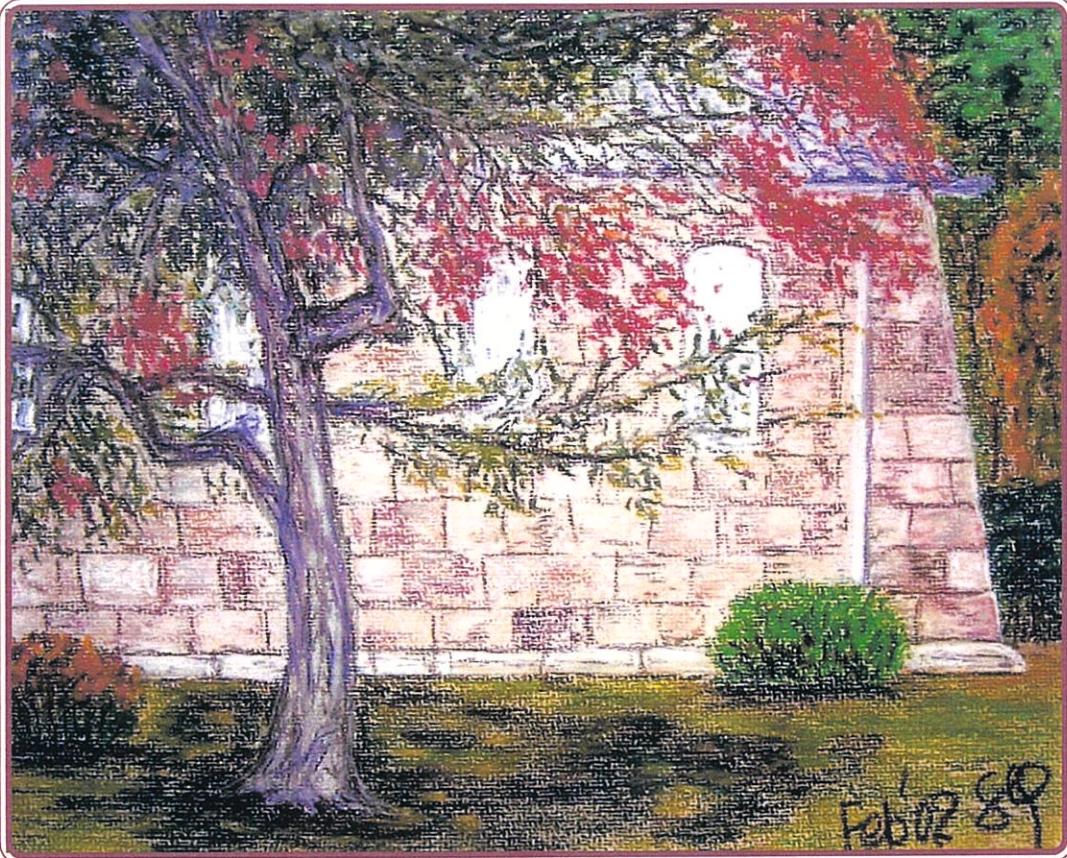
- ・支部ニュース
- ・総会開催
- ・厚生活動

トピック

- ・支部だよりの歩み
- ・技術研修会の開催
- ・屋上緑化事業
- ・公共建築月間及び公共建築の日

近況報告

- ・住宅政策の改革
- ・景観緑三法



表紙絵：平塚土木事務所 篠田純一さん

「鹿児島 磯庭園にて」

支部ニュース

県庁職域支部 通常総会の開催

平成十六年四月二十六日に横浜第一合同庁舎一階ロコソーデールにおいて、平成十六年度通常総会が開催されました。

当団は、大橋支部長が規約に基づき議長として議事進行を努め、平成十六年度の役員選出、平成十五年度会計監査報告及び平成十六年度予算案、平成十五年度事業報告及び平成十六年度事業計画案がつづがなく承認されました。また、併せて県庁職域支部規約の改正も承認されました。

(現行) 第二章第五条

会員は神奈川県に在職する士会会員及び在職した士会会員並びに在建築関係団体等に所属する士会会員とする。

(改正) 第二章第五条

会員は神奈川県及び建築関係団体等に在職する士会会員並びに在職した士会会員とする。

総会冒頭の大橋支部長の挨拶の中で「今年度、支部長のマーフェストとして、会員数を一割増やすことを公約する」との発言を受け、支部会員の若手増強策として入会キャンペーンを行いました。現段階では目標人数に到達していませんが、八名の新会員を迎えることができました。

支部で初めての厚生活動を実施

八月四日、支部初の厚生活動として横浜市西区のハマボールにおいて「ボーリング大会」を開催しました。ボーリングには二十四人の参加があり、者若男女ハンディキャップ無しで腕を競いました。

結果はともかく、会員相互の親睦を図ることができ、試合後の懇親会では、次回開催の要望が多数寄せられました。

試合結果（三人一チームによる団体戦、一ゲームトータルスコア）

支部長杯	ハ九一	（石井義宏、唐木均、清宮和夫）
副支部長杯	ハ四七	（久保井武比古、広岡まり、松尾稜威）
ブービー賞	七七二	（石川良男、潮田智恵子、木村誠司）

【参考】個人結果

第一位	松尾稜威	（三六一）
第二位	仲原亨	（三一八）
第三位	清宮和夫	（三一三）

【敬称略】

「公共建築の日」 及び 「公共建築月間」 イベントのお知らせ

毎年11月11日は「公共建築の日」、11月は「公共建築月間」です。この「公共建築の日」及び「公共建築月間」は、国や地方公共団体等が幅広く協力し、地域住民の方々に公共建築に対する理解と関心を高めていただき、まちづくり・地域づくりを通して地域に密着したよりよい公共建築の整備をめざすことを目的としています。

国・県・市町村の営繕所管部局で構成する神奈川県官公庁営繕協議会では、これにあわせてシンポジウムを次のとおり、開催いたします。皆さま是非ご参加ください。

◇テーマ：「これからの中の公共建築とは」

◇日 時：平成16年11月18日（木） 午後1時30分から4時まで

◇会 場：横浜市市民文化会館 関内ホール（小ホール）

（横浜市中区住吉町4～42～1、TEL：045(662)1221、市営地下鉄「関内駅」より徒歩3分、みなとみらい線「馬車道駅」より徒歩5分）

◇講 師：山本理顕氏（建築家）、伊東豊雄氏（建築家）

◇定 員：260名

◇参加費：無料

《主 催》神奈川県官公庁営繕協議会

《事務局》神奈川県総務部建築工事課 TEL：045(210)2705、FAX：045(210)8813

県庁職域支部 「技術研修会」

建築工事課 広岡 まり

技術職員研修に参加しました。

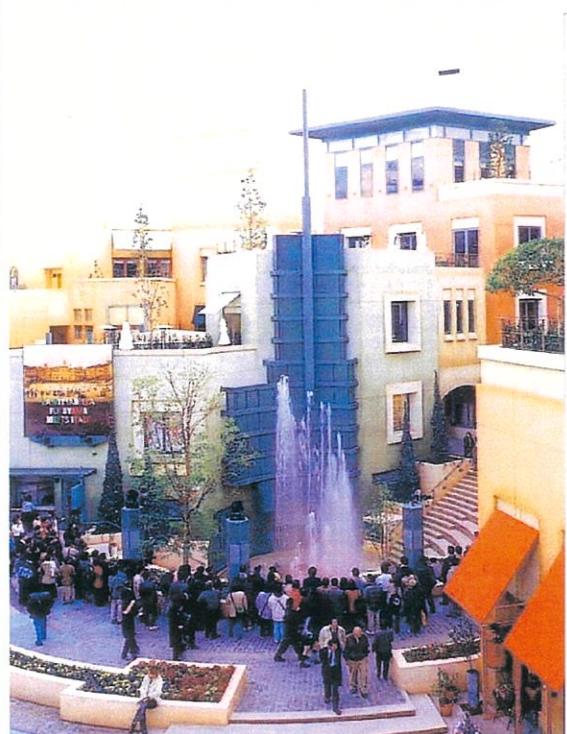
川崎高校では、純ラーメンとPC梁による広くフレキシブルな空間をもつ校舎が、新築されました。新しい高校教育がどのようなものになるのか、楽しみです。イタリアのビルタウンをモチーフにした複合商業施設ラ・チッタ・テッラでは、事務所の屋上から全景と、噴水のパフォーマンスを見せていただきました。会議室も取締役の清水様も素敵でしたよ！

（左図）川崎南部方面フレキシブルスクール・完成予想パース



（下左右図）LA CITTADELLA全景

イタリアの丘陵に造られた町、ヒルタウンをモチーフに、映画館や店舗及びレストランなどを配置している。ヨーロッパを思わせる石畳の小道や華やかに軒を連ねる店々が独特な雰囲気を醸し出している。



毎年夏になると、特に屋上付近の室内は蒸し風呂状態になってしまい、どうにかならないものか、と打開策を思案していたところであります。この度、県造園業協会より設立三十周年記念事業として、本庁舎屋上に約七十坪の屋上庭園を寄付していただきました。完成は、今年十月末頃になる予定です。

設置費用は、灌水装置も含め協会が負担します。また、一定期間は、剪定、植え替え等定期的なメンテナンスを協会が行うことになります。

デザインは協会会員によるコンペにより、『草原』をイメージした案に決まりました。なぜ草原かといえば、本庁舎が外壁に当時流行したライト風テラコッタを使っていました。なまらから、F.L.ライト→草原のイメージに繋がったようです。軽量な天然石ブロックとプランターポットをアクセントに組み合わせ、変化のある立体的なプランニングしています。こちらからの設置条件が、『防水改修できるよう分割移動が可能であること、湿润時加重百kg/坪』等、大変厳しいにもかかわらず、鑑賞しても楽しめる『造園業らしい屋上緑化』とするところは、植栽に詳しい造園業ならではの成せる技だと思います。

基本的な植栽は、厚50×100×450×350の苗を育成するため汎用されているパレットを約二百二十個敷き並べたものです。

土はピートモス等有機質を含むリサイクル軽量土壤で、湿润時加重は約六十kg/m²になりました。灌水装置は、五十レタンクを別に設け、各パレットにポンプで圧送しています。百一十kg/m²のプランターは、梁上に乗るように配置しました。八月にサンブルを本庁舎屋上に置いて実験してみましたが、灌水すれば順調に育成し、植栽が茂れば土壤の飛散もしないことが分かりました。温度も測りましたが、最高屋上面温度五十℃のとき土壤温度は三十四度で十六度も下がっており、また土壤内温度は概ね一定の温度で保たれていました。

今後、植栽がどのように変化していくのか、心配でもあり、また楽しみでもあります。



『県庁職域支部だより』 の歩み

県庁職域支部だよりは、支部の機関誌として平成11年度に創刊し、皆様の御協力により今回で10号となりました。

当時は、県の組織改編により、6月1日に県土整備部がスタートしたばかりでしたが、いろいろ大変な時期にもかかわらず当時の石井幹事長（現在、建築工事課長）を中心内容を煮詰めて8月に創刊号が発行されました。構成の基本的なコンセプトは、「会員相互の情報交換や憩いの場として活用すること」とし、特に「温故知新」は創刊からスタートしています。（次回から新たな企画により掲載する予定です。）

その後、それまで仮称だった誌名を正式名にしたことから、デザインを一新して、平成12年6月に第4号を発行しました。

ここで10号を迎えるにあたり、読みやすさを重点に活字のポイントアップと紙面のビジュアル化を図りました。

現在に至るまで皆様の御協力によって支えられてきた「支部だより」を今後ともより充実させるため、さらなるお力添えをよろしくお願い致します。

○ 景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。

基本理念 国民・事業者・行政の責務の明確化

市町村(*)による景観計画の作成

(*): 広域的な場合等は都道府県

・住民やNPO法人による提案が可能。

景観計画の区域（都市計画区域外でも指定可能。）

- ・建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- ・一定の場合は変更命令が可能
- ・「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- ・農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

景観協議会

行政と住民等が協働して取組む場



景観協定



景観地 区

（都市計画）

- ・より積極的に景観形成を図る地区について指定
- ・建築物や工作物のデザイン、色彩についての初めての総合規制
- ・廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制も可能

景観重要建造物



規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

近況報告

住宅政策を取り巻く抜本的な制度改革について 住宅整備課企画指導班

近年、住宅政策を取り巻く状況としては、三位一体改革や住宅建設五箇年計画の根拠法である住宅建設計画法の改正など、補助金改革や制度改革が急速に進められています。

特に、制度改革の面においては今後2年間で集中的に抜本改革を行って、新たな住宅政策の集大成を図るものとされています。今後、今年秋には「住宅政策改革要綱（仮称）」が策定され、17年度には緊急性の高い分野として、公的賃貸住宅相互連携の強化や民賃活用等による住宅セーフティネットの機能向上に向けた総合的な施策展開が図られようとしています。

【国土交通省住宅局 平成17年度予算概算要求概要より】

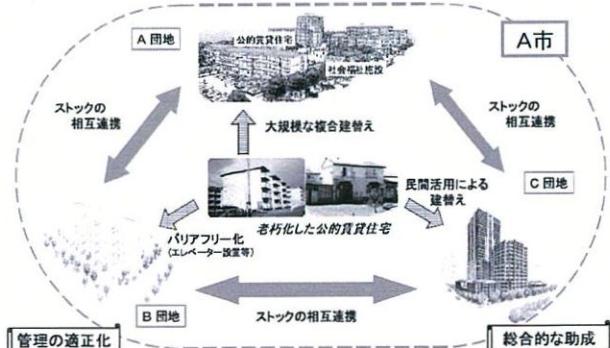
○住宅セーフティネットの機能向上

社会・経済情勢の変化による住宅困窮者の多様化、少子高齢化などの過大に対応するため、市町村が主体となって地域住宅政策を推進することにより公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅相互の連携、社会福祉施設等との連携を強化するとともに、民間住宅の活用を図り、住まいのセーフティネットの機能が十分に発揮されるよう総合的な施策を講じる。

(1) 住まいの安心確保助成事業（仮称）の創設

①公的賃貸住宅の相互連携

地域の事情に応じて、多様な住宅困窮者の居住の安定を確保するため、市町村による公営住宅等の公的賃貸住宅の運用の連携、バリアフリー化等の計画的再生、社会福祉施設等の街なか立地の促進、建替等に係る従前居住者対策等を支援する。



②公的賃貸住宅の整備基準等の見直し

③民間賃貸住宅を活用した住宅困窮者支援

(2) 住まいの安心確保のための民間住宅の活用

①民間賃貸住宅における入居円滑化の検討

②高齢者等の住替えとファミリー向け賃貸住宅供給の支援

美しいまちなみを目指して ～景観緑三法が施行されます～

都市整備公園課まちづくり班

平成16年末に施行が予定されている景観法は、わが国では初めて良好な景観づくりを推し進めることを目的に制定された法律です。この景観法の制定と同時に、都市計画法や建築基準法、屋外広告物法などの関連法や都市緑地保全法との関連法が改正されました。

この中で、景観づくりの中心となる景観法は、地域に身近な市町村を中心に自治体が景観計画を定めることで、行為の規制や地域にとって重要な建造物や樹木などの景観資源を保存することなど、様々な景観づくりのメニューが用意されています。また、地域の皆様が特に良好な景観づくりを目指している地区では、市町村が都市計画に景観地区を定め、景観計画区域における届出・勧告よりも更に厳しい行為の規制を行うこともできるようになりました。

景観法のほかにも、景観地区について定める都市計画法や、地域の景観に重要な建築物について建築基準の適用を緩和した建築基準法、違法な屋外広告物への対応が強化された屋外広告物法や、屋上緑化・壁面緑化などを推進する都市緑地法、あるいは立体都市公園制度の創設や借地公園の整備の促進、また、多様な主体による公園管理の仕組みが打ち出された都市公園法など、いわゆる「景観緑三法」として良好な景観づくりに向けた総合的な取り組みが期待されています。

振り返ってみれば、わが国は高度成長期以降、住宅や都市インフラなどの整備に追われ、美しい景観づくりは二の次に置かれてきたことは否めません。しかし、都市化が進むにしたがって、美しい景観づくりが価値あるものとして認められてきたのもまた事実です。

このような背景から制定された景観緑三法ですが、法が制定されたからといって、そのまま景観が美しくなるわけではありません。行政部門の取り組みはもとより、景観づくりの主役である地域住民や事業者の皆様の取り組みが良好な景観づくりには欠かせません。

その意味で、景観づくりに深く関わる建築士などの専門家への期待は大きいといえます。

県庁職域支部の皆さんにおいては、建築物や面整備など「つくる立場」、民間建築物を「規制・誘導する立場」、など様々な立場があるかと思いますが、まずは、一県民、一建築士として、身近なまちなみなど、身の回りの景観を美しくすることから始めてみてはいかがでしょうか。

【紙面の都合上3頁に制度の概念図を掲載しています。

そちらも御参照下さい。（国土交通省H.P.より）】

編集後記 区切りの創刊10号となりました。新たな気持ちで再スタートを切りたいと考えています。今後とも、よろしく御支援の程お願い致します。

編集担当 県庁職域支部 情報担当（一ツ谷・高橋）